

戦後東ドイツの旧農民村落における難民問題

ー メクレンブルク・フォアポンメルン州を中心に ー

足立芳宏

Yoshihiro ADACHI: The Problem of Refugees in Old-Farmer-Villages of the Post-War East Germany. Mecklenburg-Vorpommern 1945-1952

The problem of refugees in East Germany, mainly located in the rural community after the War, had different aspects in “Altbauerndörfern”(old-farmer-villages) from those in “Neubauerndörfern” (new-farmer-villages) which were strongly influenced by the land reform. This paper examines social processes of the refugee-problem mainly in old-farmer-villages.

Analyzing official statistics in Mecklenburg and reports on refugees in Schwerin county in 1947, we find firstly that there is a noticeable difference between male and female refugees as to their employment. Secondly, through examining their housing conditions, it appears that a strong quota of refugees was imposed even upon the “Häusler” (native rural workers with a small house). This means that the native people were overburdened almost beyond their carrying capacity of housing, while we recognize an obvious disparity between natives and refugees as is expected.

Finally this paper focuses on response of both old farmers and government officials to the problem of refugees at the local level. Although the native people certainly regarded refugees as having the same national identity as them, refugees could not be assimilated into the native rural society. While socialist officials confronted old farmers very strictly, refugees in old-farmer-villages had little importance in the context of their politics, in contrast with the high political presence of refugee-problems in new-farmer-village.

Comparing both old- and new-farmers-villages, we would recognize that the social category of refugees as an alienated group remained longer in old-farmer-villages. However, the new agricultural policy in 1950-52, intending to destroy the social structure of old-farmer-villages in Mecklenburg, presumably caused a dissolution of this group.

1. はじめに

従来、伝統的な近代ドイツ農業史の叙述において、戦後東ドイツの土地改革はそのエピローグにおかれてきた¹⁾。それは、何よりも近代ドイツ農業史が、ユンカー層を中心としたプロイセン近代史の一環として語られる傾向にあったからである。第二次大戦の終結は、ナチス支配の終焉のみならず、プロイセン史の終焉、あるいは東エルベのユンカー支配の終焉であり、戦後土地改革こそはその終末を画する出来事として認識されたのである。

しかし戦後ドイツ農村の現実においては、ユンカー的土地所有の終焉は全体の改革過程の一局面でしかない。戦後日本の農業問題が農地改革だけでは語りきれないように、戦後期のドイツ農村にとっても、この時代はソ連軍占領、食糧危機、大量難民流入の時代として経験

されたのである。戦後東西ドイツにおける農村の現実をよりトータルな観点から明らかにすること、それを通してはじめて 20 世紀の特異な出来事であった東独「社会主義」農業に関する新たな歴史的理解も可能となるのではないか²⁾。こうした問題意識に立ちつつ、私は、まずその一歩として、前稿³⁾において、土地改革期における新農民村落の問題を、難民問題と経営資本の社会的なあり方に着目する観点から分析したのであった。

とはいえ、前稿における分析は、村落としては新農民村落に、階層としては新農民層を対象を限定するものであった。しかし、第一に、戦後難民問題は、土地改革の主要な舞台とはならなかった旧農民村落にとっても人口が倍増する未曾有の大事件であったし、第二に、新農民村落においてすら、相当数の非農民の難民を社会問題として抱えざるを得なかった。とりわけ 1952 年以降の農業集団化過程を社会史的観点から見通そうとするとき—集団化は、新農民集落と旧農民集落の二つの問題系がクロスするところに成立してくる—、土地改革と新農民問題に関する認識だけでは不十分であり、旧農民集落の問題を非農民の難民問題との関わりで明らかにすることが是非とも必要なのである。

以上の点に鑑みつつ、本稿では、第一に特に非農民の農村難民のあり方に着目する視点から、旧農民集落を中心に、戦後期の東ドイツにおける農村難民問題の実態について、就業状況と住宅問題に着目しつつ明らかにし、第二に、その内容をふまえた上で、戦後期の難民統合のあり方を、<難民—村—国家>に関わらせつつ論じてみたい。

戦後ドイツ社会の難民問題に関しては、冷戦イデオロギーの強力な影響力のもと、旧東ドイツにおいてはもとより、旧西ドイツにおいてすら長期にわたってタブー視されてきたといわれる⁴⁾。とりわけ非農民の農村難民は、量的には農村人口の相当数占めるにもかかわらず、政治的には新農民ほどには焦点とならなかったこともあり、従来ほとんどその実態が明らかにされてこなかった。近年になって戦後東独農業史研究は急激な進展を示しているが、それでも非農民の難民問題については、管見の限りボルドルフが、「社会主義の貧困問題」という視点からこの問題に言及しているだけである⁵⁾。彼は、農村難民問題を念頭に、社会扶助受給基準や配給基準の変更過程を分析することを通して、「社会主義」権力の貧困問題に対する対応を明らかにしようとした。ただし—本稿の問題意識からいえば—彼の研究は政策史的なマクロ分析であるために、村落社会レベルのミクロ的分析がなされておらず、土地改革から集団化へという農村社会全体の編成替えとの関わりで問題が論じられていない。本稿では、「社会主義下の貧困問題」というボルドルフの問題意識を積極的に受容しつつ、むしろ新旧農民集落という村落形態の差と、村落内権力のあり方の関わりを意識しつつ、これをミクロ的な問題系列の中で論じることを重視したい。

対象地域は、前稿に引き続き、メクレンブルク・フォアポンメルン州である。土地改革による農業構造上の断絶をもっとも強く経験した当該州は、同時に全ソ連占領区において、難民流入のインパクトがもっとも強い地域でもあった。1947 年で住民総数に対する難民の人口比は 45.5 %に達し、住民のほぼ半数が難民という状態であった⁶⁾。なお、史料については、

本稿は、前稿と同じく、主にシュペリー州立文書館、およびベルリンの連邦文書に館所蔵のアルヒーフ史料に依拠している⁷⁾。

2. 農村難民の就業状態 —統計による概観—

前述のように本稿は村落レベルにおける農村難民の実態を明らかにすることに関心があるが、その議論の前提として、州全体の農村難民の就業状態を、統計数値によりつつ概観しておきたい。

(1) 農業就業について

表1は1946年10月国勢調査時における当該州の部門別就業者数を表している。この表からは、第一に男子で43%、女子で55%と、就業者のうちほぼ約半数の人々が農林業に従事しており、農林業の比重は圧倒的であることがわかる。と同時に、戦前のメクレンブルク邦国の農林業従事者比率が38.2% (1933年)、21.0% (1939年)であったことを考慮すれば⁸⁾、この数字は、戦後の「再農業化」のすさまじさを表しているともいえる。また、第二に、この表の右欄は、同年12月の就業難民(ただし疎開者を含む)の部門別就業構造を示したもののだが、これによると難民従事者数に占める農業従事者の比率もやはりほぼ5割であり、州全体の数値と同水準である。全体として、この表からは、難民の場合に女性の農林業就業率が高くなっていることを別とすれば、土着と難民の間に部門別の就業について特に顕著な差は認められない。

表1 部門別就業者の州全体および難民別の内訳
(メクレンブルク・フォアポンメルン)

	州全体(1946年10月)		難民(1946年12月)	
農林業	469,396	49.3%	174,798	51.5%
男	222,912			
女	246,484			
製造業(手工業・職人)	228,946	24.1%	94,240	27.8%
その他	253,535 ⁽¹⁾	26.6%	70,482	20.8%
就業者計	951,877	100.0%	339,520	100.0%
男	507,359	53.3%	163,827	48.3%
女	444,518	46.7%	175,693	51.7%
東方難民・疎開者計			952,822	

注：(1)その他(州全体)の数値は「商業・運輸業、公務サービス業、家事奉公人の合計数である。

出典：州全体の数値は、LHAS 6.11-2, Nr.671より、難民の数値は LHAS, Ministerium für Sozialwesen, Nr.938a, S.5 よりのもの。

次に、表2は農林業従事者の階層構造の違いを表したものである⁹⁾。

第一に、農業従事者中に占める農業労働者の比率をみると、州平均の労働者比率が35%であるのに対して、難民の労働者比率は6割を占めている。さらに農業労働者中に占める難民の比率は7割に達している。このように土着と難民の差は階層差において歴然としていたのである。この難民労働者の実態こそは、旧農民経営の季節労働者として働く難民たちであった。

第二に、他方、家族従事者と経営者をみると、難民で低く、州平均で高くなっている。むしろこれは難民において労働者比率が高いことの裏返し表現である。同時にこの点は難民で新農民家族となった者が難民中の4割に過ぎなかったことも意味している。メクレンブルク・フォアポンメルン州では、新農民の半数が難民である点に象徴されるように、他州と比べ、土地改革が難民入植という課題を強く帯びていた。しかし、難民就業問題は土地改革だけで解決できるような問題ではなかったのである。

第三に、表2で、さらに注目したいのは、土着層の非農民の人々の存在である。土着の人々については、彼らだけを対象とした数値は存在しないが、この表に記載されている数値から単純に計算すると、農業就業者中に占めるその比率は2割弱となるのである。難民層と比較すればその比率は顕著に低いとはいえ、また、戦後の「再農業化」による影響が一時的帰農という形で強く表れていることを考慮しなくてはならないとはいえ、土地改革をえて、なお土着の相当数の人々が農業労働者であったという事実は決して無視できる事実では

表2 農林業従事者の階層別内訳
(メクレンブルク・フォアポンメルン)

	州全体(1946年10月) ⁽¹⁾		難民(1947年8月) ⁽¹⁾		難民比率 =(ロ)/(イ)
経営者	122,657	26.1%	32,369	17.5%	26.4%
男	95,672	43.6%	24,914	28.8%	26.0%
女	26,985	11.0%	7,455	7.6%	27.6%
新農民(1950年) ⁽¹⁾	77,178		38,892		50.4%
家族従事者	174,182	37.1%	35,538	19.3%	20.4%
男	35,786	16.3%	7,412	8.6%	20.7%
女	138,396	56.4%	28,126	28.7%	20.3%
職員	4,443	0.9%			
労働者	168,114	35.8%	116,686	63.2%	69.4%
男	88,020	40.1%	54,327	62.7%	61.7%
女	80,094	32.6%	62,359	63.7%	77.9%
農林業従事者計	469,396	100.0%	184,593	100.0%	39.3%
男	219,478	100.0%	86,653	100.0%	39.5%
女	245,475	100.0%	97,940	100.0%	39.9%

出典：(1)は、Stöckigt, R., Der Kampf der KPD um die demokratische Bodenreform, Berlin 1964, S.262-265からの数値である。また、州全体の数値はLHAS 6.11-2, Nr.671、難民の数値は、DQ2-3799, S.507, 509, 515からのものである。いずれも就業者の中には非自発的失業者を含まない。

ない。この数字を男女別でみた場合にとくに男子の比率が高いことから判断すると、彼らの実態は、難民と重なる季節労働者というよりも、旧農民集落の農業奉公人、ないしはホイスター層 Häusler (=家持ち労働者層) だったと考えられる。このように土着層内部においてもなお階層差が解消されていないことは、この後の旧農民集落の問題を考える上で重要な論点となろう。

(2) 「非就業者」について

農村難民問題を考える際に重要なのは、非就業の問題である。人口倍増により受入村落がどのような社会的負担を負うこととなるのか、その一端を非就業の問題が語るだろうからである。さて、表3は、州全体の非就業者内訳と非就業率を、表4は難民の非就業率を示した

表3 州全体の非就業者の内訳

	計		男		女	
休職中の公務員	9,843	3.5%	8,241	10.8%	1,602	0.8%
傷害・事故・戦争未亡人年金生活者	127,691	45.7%	53,303	69.6%	74,388	36.7%
生活扶助受給者	4,887	1.7%	3,329	4.3%	1,558	0.8%
老人ホーム・収容所生活者	6,093	2.2%	2,197	2.9%	3,896	1.9%
主婦	111,184	39.8%	0	0.0%	111,184	54.8%
その他(計算値)	19,725	7.1%	9,486	12.4%	10,239	5.0%
非就業者計(a)	279,423	100.0%	76,556	100.0%	202,867	100.0%
就業者総数(b)(表1より)	951,877		507,359		444,518	
非就業率(=b/(a+b))	22.7%		13.1%		31.3%	
隠居者(施設入居者をのぞく)	6,194	2.2%	2,492	3.3%	3,702	1.8%

注：非就業率=(非就業者)÷(就業者+非就業者)。なお総人口が不明なので、扶養率は算出できない。
出典：LHAS 6.11-2, Nr.671 Bericht der Abteilung Statistik über die Ergebnis der Volkszählung von 29.10.1946 (1946年10月国勢調査、メクレンブルク)より作成。

表4 州における難民の非就業率(1948年の4-6月期)

	計	男	女
東方難民総数 (a) (子供を除く)	645,498	254,506	390,992
東方難民の子供(14歳以下)	275,492		
「労働可能年齢」難民(b)	489,550	218,067	271,483
就業中の難民(c)	353,482	193,407	160,075
非就業率			
1-(c)/(b)	27.8%	11.3%	41.0%
1-(c)/(a)	45.2%	24.0%	59.1%

注：報告の日付は1948年7月6日。

(a) 疎開者が63220人いるが、本表には含まれていない。

(b) 老人と子供を除く数字。

出典：B-Arch, DQ2, Nr.3799, S.193より作成。

ものである¹⁰⁾。ここで着目したいのは土着と難民で、男女でねじれ現象が起きていることである。男子では州平均の非就業者率が13.1%、難民のそれが11%であるから、土着男子の方が非就業者率が高いことになる。男子の非就業者の内容は、表3からわかるようにそのほとんどは戦傷者である。戦傷による労働能力障害が土着男子層において強い影響を及ぼしていたのである。農業に即していえばこのことは旧農民経営の経営者問題の深刻さを意味することとなろう。他方、難民男子は戦傷の影響は相対的に少なく一逃避行の過程で死亡した可能性が高いためだろうが一、非就業者率が最も低いグループとなっている。

ところが女子については、両者の関係は逆転する。州平均の女性の非就業者率は31.3%であるのに対し、難民女性の非就業者率はなんと41%にも達しているのである。両者の差は男子よりも歴然としている¹¹⁾。「主婦」の内容が不明なので断言はできないが、土着層より難民層に「専業主婦」的なあり方を想定するのは非現実的であろう。「難民の主婦」の多くは、実際には「非就業者」として配給などで暮らす人々だったとみるのが妥当であろう。「持ち単身女性」というのが当該期の農村難民女性の一般像であるが、それはフィクションではなく、現実的な根拠を持つものであったのである。そもそも表4において成人の東方難民の男女比をみると、男25万、女39万人である。予想以上に大幅に女子に偏っており、「単身女性」¹²⁾の比重の大きさにあらためて驚かれよう。彼女たちこそは、非農民難民労働者の中核をなす戦後「社会主義」農村の新しい貧民であった。

3. 旧農民集落における難民の実態分析

—1947年シュベリン郡難民調査から—

メクレンブルク地方の村落は、19世紀の農業改革、20世紀前半の内地植民政策の実施、そして戦後土地改革を経て、旧農民村落、新農民村落（＝旧グーツ村落）、そして両者の混在する地域という3形態をとることとなった。このうち混住村落は、実際には1村落Gemeindeの中に旧農民集落 Ort と新農民集落 Ort が存在するから、集落単位でみると、新旧農民集落の2形態が基本だと考えてよい¹³⁾。旧農民集落は旧農民層、難民労働者、そして相当数存在した土着農業労働者から、新農民集落は土着新農民（旧グーツ労働者）、難民新農民、そして難民労働者からなっていたのである。

すでに述べたように、本稿の課題は、農村難民の実態を可能な限り村落のあり方と関わらせつつ明らかにすることにある。本節では、統計数値分析を超えて、村落レベルでの難民問題の実態をより詳細に明らかにすることとしたい。

本節で主に依拠するのは1947年7月に実施されたシュベリン農村郡の16村落に関する「難民の住居と雇用状態についての調査報告」である¹⁴⁾。閲覧した文書にファイリングされていたのは報告結果だけであり、この調査がどのような意図から、どのような経緯で、誰によって行われたのかの詳細は、今のところ不明である。16村落という数も郡全体の村落数か

らみれば、多めに見積もって2割ほどにすぎない¹⁵⁾。とはいえ、この文書は、末端村落レベルでの難民の就業と住居に関わる詳細な実態が判明する史料であるという点で貴重である。記述内容、および他の文書との照合から、ここで取り上げられた16カ村の内訳は、旧農民村落型10例、旧グーツ村落型4例（ただし1例が混合型、2例がソ連軍占領農場型、うち1例は後に国有農場化）、純難民村落型1例であり、旧農民村落の事例が大半を占めることも本稿の意図と重なっている。難民新農民への言及が少ないことがこの報告の大きな特徴だが、このために逆に非農民のあり方が判明するのである。

(1) 農村難民の就業実態—村落レベルのあり方—

①就業の実態

表5は、この報告をもとに就業状態に関する記述を村落別に整理したものである。各旧農民村落の難民人口の比率は、6割を超える Stralendorf, Sülte, Uelitz の3村を除くと、4割から5割台であり、1946年のシュベリン農村郡の難民比率54.1%¹⁶⁾とおおむね同じ水準にある。以下、村落レベルでの雇用の実態と、「非就業者」の実態について、本表を手がかりに他の文書史料を参照にしつつみていくこととしよう。

本表からまず第一に判明するのは、村内に工場をもつ Plate と Sülte 両村を除くと、やはり難民雇用の中心となるのは農業雇用であるということである。彼らこそが、通常は自ら同居する農民のもとに雇用され、「現物で支払いを受ける」難民の農業労働者たちである。ただし、この表では不明瞭であるが、季節労働については、一般的な私的雇用関係の他に、村単位での季節労働力調達が行われていることがあったことも見逃してはならない。例えば1947年11月、マルヒーン郡では「甜菜の収穫には現在699人の男女の労働者が3交替で従事している。このうちの80%は収穫が終わった農村集落や、泥炭や排水の仕事に携わっていた人々である」と報告されている¹⁷⁾。さらにグリメン郡に至っては、甜菜の中耕・除草について全郡をあげてのキャンペーンを行っている¹⁸⁾。

しかし、第二に、ここで着目したいのは、むしろ農業以外の就業である。新農民村落とは対照的に¹⁹⁾、旧農民集落では、農業雇用を中心としつつも、その他の就業が意外に多く、その内容も食品工場、火薬工場、村外雇用、製材所、泥炭採掘、建設、非軍事化などと多様である。しかも Stralendorf, Sülte, Plate など難民比率が相対的に高い村には、村内工場や大規模な泥炭採掘場が存在している。

さて、ここで注目すべきは、村内の各種工場や村外雇用は私的雇用形態として理解されようが、その他の就業は、事実上は当局による強制動員の形態をとっていたということである。例えば、泥炭採掘は北ドイツ農村の典型的な在来産業であるが、1948年4月のマルヒーン郡からの報告では、労働課の担当女史の話として、「農業から泥炭採掘の特別動員として102名を確保する。これによって生じる農業の労働力不足分は女性の動員によって賄う」、とされているのである²⁰⁾。また、1947年7月、ウゼドム郡は「泥炭採掘のために要請された労働力を

表5 農村難民の就業状態についての調査報告（1947年7月 シュベリン郡）

集落名 (難民比率)	住民構成	難民の就業状態	非就業者、扶助受給者、その他
<旧農民集落>			
Godern (51.7%)	住民総数 317人 (121世帯) 土着 153人 (51世帯) 難民 164人 (70世帯)	・難民就業者 84名 (農林業、自営業、行政職、内職など)。 ・農民のもとでの雇用には住宅と賄い。現金賃金の支払いはなし。	・難民失業者 28人。(うち2名は傷痍軍人) ・社会扶助 Fürsorge 8人 傷痍軍人年金 2人 (26才と60代老人) 社会保険 Versicherung 18人 ・難民42人が社会扶助を申請中。残りも申請見込み。
Lübese (49.6%)	住民総数 594人 土着 299人 難民 295人 成人：男76,女121 子供：男43,女55 ポーランド人 2人 (婦人と子)	・男子の就業状態 (女子就業についての記述なし) 農業 30人 林業 4人 道路建設 18人 Stern-Buchholz 4人 ・難民農業従事者：現物および現金での支払い	・男子：社会扶助および年金受給者 20人 男6人は健康上の理由から労働不能である。 ・労働能力のない難民家族は22世帯で、社会扶助による暮らし。(*) ・難民委員会の構成 難民 1人、旧住民2人
Kl. Rogahn (50.3%)	住民数 493人 土着 245 難民 248 男70人 女101人 子供 77人	・農業 38人 (男34人、女14人) ・Görring 空港の非軍事化 21人 (男9人、女12人) ・泥炭採掘19人 (男11、女8人) ・その他の雇用 19人 (村内14人、Schwerin5人)	仕事ができない人 (60歳以上、od. 障害者) 69人
Stralendorf (65.7%)	住民総数 1034人 土着 354人 難民 680人	・農民は、老人や、労働能力がない者までが、みな働いている。 ・主に泥炭採掘場と農業。農業雇用は協約賃金規定による支払い。	・村は必要な難民には社会扶助を支給 (*) ・「一度だけの支給」はすべての難民が申請している。村長によれば大部分が処理済みで、20-30件について支払いが行われた。
Gr. Rogahn (40.1%)	住民数 438人 土着 262人 難民 176人	・農業 35人 ・建設業 12人 (男9,女3) ・泥炭採掘 18人 (男16,女2)	・失業者は今のところいない。しかし、現在就業中の難民の80%は、秋には泥炭、建設業、農業の仕事の停止ないし縮小により失業見込み。
Plate (55.5%) 工業村	住民数 1421人 土着 633人 難民 788人 (男267,女338 子供183人)	・農業： 男12人、女7人 ・村工場 (製材所とマーマレード工場) 男97人、女61人 ・全員が就業。難民の95%が工場で働き、農業に従事せず。 ・農業労働者は、協約賃金、賄いと住居の支給。	・社会扶助受給難民 37人 (男10人、女27人)
Sülte (62.2%)	住民数 378人 土着 143人 難民 235人	・労働能力のある者は男女ともすべて仕事に就いている。 ・労働可能な難民は、林業および火薬工場の解体に従事。	・一部の女性難民が遺族年金を受給。 ・難民委員会：難民4名、土着1名 ・申請した難民たちは、みな自給用30-100㎡の庭地を経営。

(ノ)

足立芳宏：戦後東ドイツの旧農民村落における難民問題

集落名 (難民比率)	住民構成	難民の就業状態	非就業者、扶助受給者、その他
Uelitz (63.1%)	住民数 1001人 土着 369人 難民 632人	・農民のもとで働く難民の婦人たちが現金賃金を受け取っていない事例を確認	・村は社会扶助に月550RMを支出(*) (「一回支給」には約100件の応募。) ・村議会議員12人のうち難民は1人。
Mirow (54.9%)	住民数 568人 土着 256人 難民 312人	・工業が存在せず、難民の一部が農業に従事できるだけ。 (協定賃金20-40RM、および賄いと住居)	・仕事のない難民79人(老人と子持ち女性) 当地の農業にこれ以上の労働力需要なし。 ・村当局の扶助支出は平均800RM(*)。
Banzkow (49.8%)	住民数 1425人 土着 715人 難民 710人	・主要には、林業、製材所、非軍事化、食品工場に従事。その他は農業。 ・農業以外は協約賃金による支払い。農業に従事する難民は、相互契約により月額20-25RMと現物支給を得ている。	・労働不能者、傷痍軍人、多くの子持ち女性のほかは失業難民はいない。 ・子持ち女性は公的には農民との雇用関係にはないが、事情に応じて仕事を手伝っている。
<新農民村落>			
Rabensteinfeld (59.2%) (混合村)	住民数 478人 土着 138人 難民 283人 上級学校生徒 57人	・新農民22人(村内の旧グーツ) 土着10人、難民12人 ・労働可能者はみな就業。 ・老人難民のためにわら編み細工の家内工業が設置。	・村の難民にはみな200qmの庭地が与えられている。
Rampe (49.8%)	住民数 223人 旧住民112人 難民 111人	・難民新農民 18世帯 平均8ha。経営資本不足。 ・非新農民難民は農民の労働者。現物・賄い支給	・老人・虚弱者の他は失業者はいない。 ・社会扶助は老齢の3家族に対してのみ ・難民の「一度限りの扶助」は8家族、28人が申請済み。
Kleefeld (67.6%)	総住民数466人 旧住民151人 難民 315人	・難民新農民120人(家族含む) ・難民の大部分は農業に従事(農業労働者)。現物支払い ・チェコの難民が旧グーツ館に住み、赤軍の仕事に従事。	・ソ連軍占領農場。 ・社会扶助 12家族(子持ちの婦人と労働不能者)
Cambs (77.7%)	住民総数341人 旧住民 76人 難民 265人	・新農民 2戸(土着9戸) ・すべての労働能力ある人は、赤軍によりグーツで就労。	・ソ連軍占領農場。 ・難民のうち100人はKleefeld村に居住。 ・老齢年金及び未亡人年金受給 3人(老女)
<純難民集落>			
Gneven (94.2%)	住民総数 312人(76世帯) 土着 18人 難民 294人	・新農民経営 42戸(土着4戸) ・職人農業経営 8戸 ・22家族が Einlieger。農繁期に新農民により雇用。	・社会扶助申請者 13件

注：(*) 扶助額はすべて月額である(月額一人当たり、大人10RM、子供8RM)。

出典：LHAS, Ministerium für Sozialwesen, Nr.31a, S.38-66より作成。

本郡からは出すことができない」と動員要請を拒否し、その理由として第一に当郡「労働可能年齢者」の半数が「労働不能者」であり、その他の多くは主婦であること、第二に次々と来る動員要請に応じられないことをあげている²¹⁾。

建設業でも類似の報告が見られる。とくに戦災の影響を強く受けた東部国境のアンクラム郡からは「農業に従事する労働力の10%が、郡外の仕事場に投入されるべきとされている。しかし70%も破壊されたAnklamの町の再建や農業生産の上昇のために男962人、女172人の労働力が必要であり、……本郡はこれ以上外部に出す労働力の余裕はない」と報告されている²²⁾。これらの事例からは、農業と泥炭採掘、農業と建設業と郡外労働動員などが、とくに男子の労働力をめぐって競合していたことも窺われよう。

こうした強制動員は、当然ながら労働者の間に強い抵抗感を生みだした。1947年10月のアンクラム郡からは「労働規律の悪化はどんどん進み、とうとう労働課と地区簡易裁判所によって近いうちに拘留所が労働忌避者で一杯になる事態となった。……労働忌避は特に強制労働の指示の場合に顕著である。Feenemündeの非軍事化事業に動員された労働者のうち常に50—55%が逃亡した」と報告されている²³⁾。また、1948年6月、グライフスヴァルト郡からは、6月11日に新農家屋建設促進を議題として郡長局で会議がもたれ、特に労働力問題がテーマとなったが、その際に「最近、労働忌避者に対して行われた警察の大規模手入りが言及された。午後にある場所をうろついているすべての人々、午後カフェや映画館にいる人々、これらの人々を仕事場できちんと管理する計画が立てられた。この手入れでは大きな成果が得られた」との報告がみられるのである²⁴⁾。

戦後再建期、農民たちにとって大きな負担であったものが木材の伐採・運搬ノルマであった。それは特に動員される馬の疲弊をもたらすことで、農民層の当局に対する強い不満を醸成することになった²⁵⁾。しかし、戦後再建への動員は農民層に限定されるのではなく、以上のように労働者に対しても強制動員という大きな負担をせまるものだったと考えられる。その中核をなすのは難民労働者たちであった。彼らは、農業季節労働やその他の労働力動員の主要なターゲットであったが、当局から「労働忌避者」と把握されるほどに動員には強いアレルギーを示したのである。

②「非就業者」について

既に統計分析の項で、土着の人々を基準としたとき、難民男子は非就業者が少ないのに比べ、女子についてはその非就業率は4割にも達していること、つまり具体的には「単身女性」問題こそが、農村の貧困問題の中核にあることを指摘しておいた。この点に関しては、前掲表5においても、不十分ながら難民労働者の就業状態の男女の違いが明瞭に読みとれる箇所がある。例えばKl.Rohgan村について、男女比のわからない村外雇用19名を男女各10人と仮定して計算すると、成人難民人口に対する就業者の比率は男子で91%、女子44%となり、両者の差は顕著である²⁶⁾。さらにMirow村からの「仕事のない難民79人はおおむね老人と

子持ち女性だ」との報告も、この点を確認するものであろう。

では、こうした難民非就業者は労働していなかったのかということ、そうではない。例えば1948年8月、パルヒム郡の郡長主催の会議で、K村の村長は、「村には老人、病人、子供など労働不能者が4割おり、その数は正常な扶養者よりも数が多いほどである。彼らは世帯を持っており、毎日農民を手伝っている」と発言している²⁷⁾。このように旧農民村落の場合、仮に非就業者として配給や社会扶助を受けているにしても、難民労働者が農業労働に補助的に従事することは一般的であったと推測される。

さらに「貧しい難民」の象徴であった「子持ち単身女性」となれば、統計や報告書類には現れないような様々な雑業に従事し、時には違法行為を行うことで生き抜くしかなかったであろう。オストプロイセン難民でロストク郡S村の大農のもとに、母と幼い兄弟3人で居候したエバ・マリー・オッターの回想が、その一端をリアルに語っている。彼女の母は、①村から供給された庭地で作物を栽培し、②居候していた大農経営から乳脂、リンゴ、梨などを窃盗し（乳脂からバターを作成して売却し現金収入を得る）、③春と秋の農繁期には子供とともに農作業に動員され、④甜菜収穫時の現物賃金として給付される甜菜を自らシロップに加工して販売し、⑤さらに「朝は5時か6時に起床し、手仕事、靴磨き、冬は暖炉、裁縫、編み物」という猛烈な働きぶりであったという²⁸⁾。②と④のシロップとバターについては、1947年のウゼドム郡の報告でも「難民の現金不足は深刻である。難民たちがじゃがいもやパンを手に入れるためにバターや砂糖を売るといことが生じている」とあり²⁹⁾、難民たちの貴重な現金取得方法であったことが窺われる。

当局からみれば、動員すべき男子労働力不足が問題だったとはいえ、雑業などで暮らしを立てる女性難民からみれば、良質の仕事が不足していることの方が問題だった。リュージェン郡からの報告では「働きたいが、しかし仕事がない多くの女や子供がいる。そこで『もみの木の根』からかごを作ったてはどうかと考えている」とあり、女性難民の雇用機会創出の重要性が認識されている³⁰⁾。

またシュベリン郡難民課長も、1948年、州難民課研究会の席上で、おおむね次のような内容の発言している。「難民女性を就業させるのは大変難しい。各村に幼稚園設置について照会をしたが、おおむねスペース不足を理由に設置は拒否された。・・・社会扶助で暮らす婦人たちのために、家内工業を創出しなくてはならない。例えばUelitz村には木細工工房Spankorbflechereiがあり、手籠や買い物かごを作っている。・・・農村部では籠あみや、わら細工のような家内工業を作らなくてはならない。・・・我々は女たちを安価な農業奴隷だと偏見の目でみている。彼女たちが仕事をして昼食がえられるだけという状況は断じてこれ以上続けさせてはならない」³¹⁾。女性雇用機会創出を強調するこの発言からは、「子育て」と「雑業」に沈みながら、「安価な農業奴隷」視される女性難民のありようが読みとれよう。

「非就業者」との関わりでは、社会扶助 Soziale Fürsorge の問題にも着目しておこう。前掲表5の右欄には、当該調査報告に出てくる社会扶助に関する記述を村落別に載せてある。

一般にメクレンブルク・フォアポンメルン州においては、受入難民数が多く、しかも農業的地域であることにより扶助受給の基準となる慣行的賃金が低いことにより、農村部の社会扶助受給者比率は相対的に低いという³²⁾。残念ながらこの表からは難民中に占める社会扶助受給者比率の推測は困難である。とはいえ、第一に「社会扶助申請者」や「一度限りの扶助受給申請者」の数は相当数に上っていることから難民層の困窮感は深いこと、第二に、表5において、Lübese、Stralendorf、Uelitz、Mirowの4村が、総額にばらつきがあるとはいえ村財政による社会扶助負担を行っていることがわかる。社会扶助受給者比率が低くても、新たな社会問題としての難民貧困層の問題は重かったと言わなければならない。

(2) 農村難民の「住」の実態

難民とは暮らす場所を失った人々のことである。戦後ドイツ難民も例外ではない。とくに農村人口が倍増するような状況下では、住宅問題は難民問題の中心にあらざるをえなかった。旧農民集落の場合、当初は主に大農経営に難民たちは割り当てられたが（もともと戦時中に多数の外国人労働者が収容されていたから、農民層にはある程度の収容能力はあった）、難民流入の増大に伴い村の全戸が難民を受入れを求められることとなる。例えば、ギュストロウ郡 Zernin 村の大農（女性）の回想によれば、ズデーテン・ドイツ難民が村に来るに至って「村中で彼らを受容しなくてはならなくなった。あらゆる部屋という部屋に詰め込まれ、これまでならこの件とは関係のなかった村人、例えばホイスラー層すらもが、難民を引き受けなければならなかった」という³³⁾。このように農地のみならず個人住宅までが公的な利用規制の対象となった点が、戦後ドイツ農村の社会問題の特徴を考える上では重要である。以下では既述の1947年のシュベリン郡難民調査報告を素材にしつつ、難民の「住」の実態について見てみよう。

さて、この調査報告の最大の特徴は、村落ごとに、個別農家単位で「住」の実態が土着と難民別に報告されている点である。表6は、該当する記述を受入農家の階層別に整理したものである。報告では各旧農民が、多くの場合、例えば「A村第1番フーフナー」というように、伝統的な村落の農家階層を示すフーフナー Hufner（大農層）、ビュードナー Büdner（小農層）、ホイスラー Häusler（家持ち労働者層）と呼称されている。こうした呼称が採用されたのは、むろん単にそれが人々の間でなお日常的な呼称として用いられていたこともあろうが、同時に住宅問題の観点からは農地面積ではなく、まさに物理的な収容能力である住居の大きさこそが問題とされたためとみることができる。

なお、この表の土着総数と難民総数を比べると、大口の Strafendorf 村の旧ガストハウスに住む難民50名（難民大量収容施設の典型である）を除くと、土着102人に対して難民159人と、難民数が土着数の1.5倍となる。表5でみたように当該調査対象村落の難民比率はほぼ5割であるから、ここからは、難民受入義務を負わなかった土着層（典型的には日雇い労働者などの借家型の労働者だろうが）もなお、相当数いると推定されることとなる。従って、

この表で難民を受入れていない土着家族とは「受入義務のあるのに受け入れてない家族」と読むべき人々である³⁴⁾。

さて、以上の点を考慮しつつ、第一に、全体として土着と難民の差についてみてみよう。まず、住居水準の基準である1部屋あたりの人数をみると、平均で土着1.8人と難民3.3人となっており、1.8倍という明白な差があることが判明する。また、難民人口比率50.3%のKlein-Rogahn村については個別の報告は記載されていないが、「住居配分は面積比で、旧住民約60%、難民約40%」と報告されており³⁵⁾、約1.5倍の差である。このように旧農民村落の場合、床面積で土着層と難民層の間には1.5-2倍弱の差があったといえそうである³⁶⁾。

問題はこの差がどういう事情によるのかである。そこで個別に両者の割当ての仕方を見ていくと興味深いことに気づく。つまり土着の農家の場合、おおむね夫婦1部屋、子供1部屋が基本であり、さらに祖父母同居の場合は1部屋が別途に認められていることである。当該史料のMirow村に関する報告では「旧住民は平均して2部屋を利用している。台所は難民たちにも開放されている。小住宅で難民を受け入れていない屋敷地は当地にはほとんど存在しない」とされており、この点を裏書きしている。土着層の場合、一世代に1部屋が認められており、例えばUelitz⑥、Godern⑥、Banzkow③、④のようにこの条件を満たさない場合、問題事例として批判対象となっているのである。

ところが難民に対する部屋の割り当てられ方はこれとは異なっている。難民家族数が記されているものをみると、家族員数とは無関係に、ほぼ1家族1部屋が割り当てられているのである。家族のプライバシーが重視されているのである。これが破られているのはPlate②、Banzkow村②、④、の3つの例である。このうちBanzkow②は「2親族5家族計9人で計3部屋」となっており実は親族単位でプライバシーが保障されている。そして、この原則を逸脱しているBanzkow④は問題事例と見なされている。

次に受入農家の階層間でみたとき、どのような差があるのかを見てみよう。

第一に、階層別の一部屋あたりの人数をみてみよう。土着も難民も上に高く、下に低いが、土着層については、フーフナー層が、ビュードナー層とホイスラー層に対して若干高く、難民層については、フーフナー層、ビュードナー層の受入れに対してホイスラー層の受入れの方が相当低い。ここでは特に難民について階層差が大きいことに着目したい。もちろん、これは第一に、もともとの部屋の物理的な条件による。大農層と労働者層の家を比べれば、部屋の広さと質、そして部屋数に大きな差があることは自明であろう。第二に、この条件の下で、上記のように土着層には一世代に1部屋、難民には1家族を割り当てようとするれば、大家族は農民に、小家族は労働者に割り当てることとなる。実際に、ホイスラー層の難民を個別に見れば、個別のばらつきが大きいとはいえ、一戸当たりの割当難民は少なくなっている。

しかし、農民層とホイスラー層の大きな差は、大農層が難民を労働者として利用できる側面があったのに対して、ホイスラー層の場合、難民は居候以外のなにものでもないというこ

表 6 旧農民集落における土着／難民別の住宅事情の個別事例一覧。シュベリン郡

<階層名> 村落名(任意番号)	土着の人々の状態	人数		難民の人々の状態
		絶対数	1部屋 当たり	
Stralendorf① <Hufner>				約50人。1部屋8人。
Stralendorf②	1家族			13人。1部屋3人。
Stralendorf③	1人で1部屋(10qm)	1	1.0	3人で1部屋(10qm)。
Plate①	6人で4部屋	6	1.5	10人で2部屋(各5人)。
Uelitz①	5人家族で2部屋	5	2.5	2家族(計5人)で2部屋。
Uelitz②	5人家族で2部屋	5	2.5	5人家族で1部屋、8人家族で1部屋。
Uelitz③	5人家族で2部屋。父親が1部屋	5	2.5	3人で1部屋、ホールに4人。
Uelitz④	3人家族で1部屋	3	3.0	難民が2部屋を利用(家族数は不明)
Klein Welzin①	夫婦で2部屋(各16qm)	2	1.0	3人家族が屋根裏にベット2台で。
Klein-Rogahn①	家族5人と奉公人1人で4部屋	6	1.5	3人家族(子持ち女性難民)で1部屋(10-12qm)
Godern① <Büdner>	6人家族で2部屋	6	3.0	2家族(2人家族と7人家族)で2部屋。
Godern②	2家族で2部屋			2人家族で1部屋。
Godern③	2人家族で1部屋	2	2.0	2人で1部屋。
Strahlendorf④	2家族5人で2部屋(計36qm)	5	2.5	9人で2部屋(計30qm)。
Plate②				2家族(大人2人、子供5人)が1部屋に。
Plate③	3人家族で3部屋	3	1.0	6人で1部屋(12qm)。
Uelitz⑤				2家族が2部屋(3人と2人、いずれも子持ち女性)。
Uelitz⑥	4人家族で4部屋と台所、食堂他	4	1.0	
Mirow①	3人家族で2部屋	3	1.5	2家族9人(大人3人と子供6人)が2部屋に(各18qm)。
Bankow①	3人家族で、1部屋と1小部屋	3	2.0	1家族5人で1部屋。
Bankow②	5人家族で2部屋	5	2.5	
<Häusler>				2親族5家族計9人で計3部屋。
Godern④				
Godern⑤	「若い娘」が1部屋に			1人で1部屋。
Godern⑥	5人家族で4部屋	5	1.3	1家族6人(子持ち女性)で2部屋(劣悪な部屋)。
Strahlendorf⑤	5人家族で2部屋	5	2.5	
Gr.Rogahn①	夫婦で3部屋	2		2家族計7人が、2部屋(計30qm)に。
Plate④				残りの1部屋を二人に賃貸。
Mirow②	2人家族で2部屋(計32qm)	2	1.0	1家族3人で3部屋。
Mirow③	3人家族で2部屋	3	1.5	2人で1部屋(16qm)。
Mirow④	6人家族で、2部屋と小部屋が1部屋	6	2.4	3人で1部屋(16qm)。
Mirow⑤	5人家族で2部屋	5	2.5	1人が小部屋に。
Mirow⑥	4人家族(夫婦、御者、Wirtschaftin)で 2部屋(計45qm)	4	2.0	難民はいない。 難民はいない。
Bankow③	3人家族で3部屋(平均16qm)	3	1.0	
Bankow④	3人で家族で、部屋3室と小部屋 (6qm)1室	3	1.0	家族4人(うち子供2人)が1部屋(約13qm)。 2家族計4人が1部屋に同居。
Uelitz⑦	1家族			3家族計6人。
平均(ただしStralendorfの旧ガストハウスに住む難民を除く)		102	3.9	1.8
<階層別>	Hufner	39	4.3	2.1
	Büdner	25	3.6	1.8
	Häusler	38	3.8	1.7

注：最下段の平均および階層別の数字は、左より順に総数、1戸あたりの平均人数、1部屋あたりの平均人数である。

出典：LHAS, Ministerium für Sozialwesen, Nr.31a, S.38-66より作成。階層が記されていない家の報告は掲載していない。

足立芳宏：戦後東ドイツの旧農民村落における難民問題

人数		備考
絶対数	1部屋 当たりの	
50	8.0	旧ガストハウス。学校に解放されなければならない。
13	3.0	
3	3.0	
10	5.0	全部で6部屋。
5	2.5	2人の子持ち女性難民と老夫婦。「難民の割当ては実現されている。」
13	6.5	2人の女性難民が子供3人と一部屋に。もう一部屋に8人家族。
7	3.0	旧ガストハウス。
3	3.0	劣悪事例（Hufnerではなく農民と記述）。
3	3.0	
9	4.5	劣悪事例。7人家族は盲目、足切断が各一人。
2	2.0	娘が村の農民のところでは賃金2-2.5RMおよび賄い付きで働いている。
2	1.0	難民2人はこのビュルドナーWのもとで働いている。
9	4.5	
7	7.0	
6	6.0	
5	2.5	女性難民ひとりとは村当局から社会扶助を受けている。 問題事例。受け入れ余裕あり。
9	4.5	農民との関係が良好。
5	5.0	10才の娘は、夜は女友達のところで寝ている。関係は良好である。婦人は難民にベットを使わせている。また家族は婦人から時には生活物資をもらっている。
9	3.0	関係良好。ベットを提供。
1	1.0	
6	3.0	難民女性は村の農民Hのところでは働いている。 難民受入を断固拒否。問題事例。説得が必要。
7	3.5	
2	1.0	
3	1.0	
2	2.0	
3	3.0	
1	1.0	
4	4.0	問題事例。受け入れ余裕あり。
4	4.0	問題事例だが、両者の関係は良好。
6		部屋数不明。
159	5.5	3.3
66	7.3	3.7
54	6.0	3.9
39	3.5	2.4

とが考慮されなければならない。本表でも Godern ②、⑤について、難民女性が村の別の農民のところでおそらくはマーケットとして働きに出ていることが記されている。割り当てられる人数は少ないとはいえ、もともと劣悪な住宅状況の中にあつたホイスラー層にしてみれば、難民の受入れはストレートに生活水準の引き下げを意味する。Godern 村の第 22 号ホイスラーH 家 (Godern ⑥) が難民を受け入れを断固拒否する背景にはそうした事情があると考えられる。

当時、各村落は難民のこれ以上の割当を拒否しているが、その具体的な内容は、このようなホイスラー層まで達する難民受入負担の増大であつた。Plate 村について「旧住民数に比して部屋数が少ない。ビュルドナーやホイスラーは 3×4 平方メートルの部屋が二部屋あるだけ」であり、村にはこれ以上の受入能力はないとされているし、Uelitz 村からも「住宅、ビュルドナー、ホイスラーらの調査により、難民を彼らの住居に受け入れることはできないことが判明した」と報告されているのである。

メクレンブルク・フォアポンメルン州の「高い」難民吸収力は、以上のような「就業」と「住」の実態に裏打ちされたものだった。ここでは、とくに、土着と難民の間には「住」の保障のされ方について明白な差異があつたこと、その負担はホイスラー層などの末端の個人住宅の利用にまで及んでいたことを再度確認しておきたい。

4. 新農民村落における難民の実態—住宅問題を中心に—

旧農民村落の難民たちが、主要には労働者であつたのに対し、土地改革と深い関わりをもつ新農民村落の難民たちは、その多くが新農民とその家族であつた。このため新農民村落の難民問題は、農業経営問題に比重がおかれ、とりわけ馬、牛、トラクターなどの経営資本問題を軸に展開されることとなる。この点については既に前稿において詳細に論じたところである。しかし新農民村落の難民問題は経営資本問題のみで語り尽くすことはできず、旧農民村落と同じく、住宅問題を中心とした社会問題としての側面に触れておく必要がある。本稿は旧農民集落の難民問題分析を主要な課題とするが、その比較参照系として、以下、新農民集落の住宅問題の実態について言及しておくこととしたい。

住宅問題から見たとき、旧農民集落と比較した場合の新農民村落の特徴は、難民収容力が旧グーツ村落としての構造上、小さくならざるを得ないという点である。土地改革の結果、旧グーツ労働者は農民層へと階層としては「社会的上昇」を果たしたが、住宅の物理的なあり方に変化があつたわけではない。彼らが暮らす労働者社宅は相変わらず狭隘で、旧農民の場合のように難民家族がその一室に居候できる余裕などまずなかつたといつていいだろう。とはいえ、難民問題対応策としての含意を強く帯びた土地改革であれば、多くの難民がここに「入植」し、新農民とならなければならなかつた。難民たちの一部は、村の労働者社宅の

「空き部屋」などの通常住宅に暮らすのが、しかしその多くは、村の他の施設、つまり旧「主人の館」、旧「外国人労働者営舎」、旧「ガストホーフ」などに仮住まいを強いられることとなった。

「通常住宅」に暮らす人々と、「館」などに仮住まいする人々はその程度の比率だったろうか。この点に関する情報は多くはないが、1948年のバルヒム郡について、「難民新農民」計1887人のうち、「旧労働者住居」など「厩舎住居に住む」難民は352名、将来農場を持つ予定の者481名、および今後も住宅見通しが立たないもの1054名という数字が報告されている³⁷⁾。このうち後者の2つのグループが、報告時になお「館」など仮住まいの人々と見なすことができるから、難民新農民に占めるその比率は、あわせて81%となる。また、個別村落の事例としては、ロストク郡R村において、15人の新農民のうち5人は「古い家」に住み、改修・新築計10棟が必要だとされており³⁸⁾、同じくデンミン郡H村では、新農民88戸のうち14戸は「古い家」に住み、74戸の新築が必要だ、とされている³⁹⁾。H村の報告で新築が必要とされている人々を「館」などの仮住まいの人々と考えるとすると、仮住まいの比率は前者R村では66.7%、後者H村では84.1%となる。以上の例から、難民新農民の7-8割は「館」などの仮住まいと推定することができよう。

問題は、その「住」の具体的な内容である。前掲表5に見るように、1947年のシュペリン郡難民調査においては、新農民4集落に関する報告がある。このうち典型的な新農民村落であるRampe村の報告は、「労働者住宅住まい」と「館住まい」の両グループについて、土着層と比較しつつ、その実態が詳細に報告されている。

まず明白に「L家3人、B家3人、およびB氏は、旧住民として3部屋と共同台所を使用している。同じ家に、Grunwaldt家（難民で7人家族）が16平方メートルの一部屋を利用している」との事例が報告されている。この例でいう「同じ家」は明らかに労働者社宅のことである。一棟4住居からなるアパートとは、ほぼ典型的な労働者社宅とみていいだろう（一部屋が何室からなるかは触れられていない）。この例は、この社宅の1部屋に難民1家族7人が入居したことを示している。土着労働者の家庭そのものへの居候ではなく、あくまで「空き部屋」への入居である。この事例では難民家族に1部屋が与えられ、その限りで家族のプライバシーが保障されているが、しかしこれはましな方の事例であった。同じ報告では、別の事例として、旧住民の4人家族G家が2部屋と台所・食堂を使用しているのに対し、難民については、FRとERの2家族計8人が2部屋と台所を共同で使用している、同じくB家とW家の計12人も2部屋と台所と食堂を共同で利用している、と記されている。これらの家族が同じ労働者社宅に住んでいるかどうかは不明だが、難民家族が一部屋での家族生活が保障されず、それぞれ2家族で共同生活を強いられていることが明らかである。同じ報告では、Rampe村一般について、土着と難民の住宅事情は平等ではなく、「1部屋に新農民2家族が同居していることが確認されなければならない」と記されている。旧農民村落で保障された「難民1家族1部屋」が、Rampe村では実現されていないのである。

「労働者住宅」ですらこうした事態であったから、8割の人が強いられた仮住まいでの生活は、より一層厳しいものであったろう。仮住まいでもっとも多く難民が住んだのは「館」である。新農民集落の住宅問題の中心は、この「館」をめぐる問題であった。同じく Rampe 村の報告では、「ゲーツ館には、Stahl 家と Blecher 家（7人）が一部屋と物置を利用して暮らしている。これに対して、シュベリン郡当局の支所は、住居（職員用＝足立）および事務所として6部屋を利用している」とあり、ここでは「館」が公共スペースに利用されていることを示している。難民から見れば、「館」が公共スペースとして使われることは、ストレートにスペース不足に直結するのである。

それ以上に問題だったのは、「館」は、もともと複数家族が住む空間としては作られていないということ、そのために住居面積の問題以上に、質的な問題点をかかえていたことである。大部屋となれば複数家族が一部屋に同居せざるを得ない。例えば Preetz では「旧ゲーツ館の大部屋に16人が暮らす」と報告されている⁴⁰⁾。また、旧ゲーツ館は「部屋がもともと大きいうえに、暖房がきかない」⁴¹⁾ のであれば、冬の寒さが問題となろう。さらに、ゲーツで暮らす難民たちにとって「特に問題なのはトイレがないことであった」との指摘もある⁴²⁾。家具が調達できないことも、旧農民家屋への居候と比較した場合の「館」の大きな不利益であった。

新農民村落において「館」と並んで難民の仮住居となったのは、旧「外国人労働者営舎」である。例えば、1947年12月のグリメン郡の住宅事情の調査報告では「我々が訪問した村では、なおも所々に『仮設宿泊所 Massenquartier』が存在していた。例えば Deyelsdorf と Passow では、それぞれ『季節労働者営舎 Schnitterkaserne』があった」とあり⁴³⁾、複数の村で「営舎」が難民の住居となったことを伝えている。さらに、同じグリメン郡のB村の調査報告は、よりリアルに次のように伝えている。

「以前に夏の外国人労働者住居として利用していたバラックに、冬期間に9人以上が暮らしているが、防寒対策が大変である。ドア、窓、天井とも隙間だらけであり、さらに雪が舞い込み、雨が漏れるために体が湿り、暖炉のそばですらボールの水が凍ってしまうほどだ。気温はいつも零度だから、ジャガイモも野菜も凍ってしまう。みな冬の間はベットに横たわって過ごすしかない。また、旧経営用建物は修理が必要だが、しかしこの建物の3×3mの1室に8人の新農民家族が、7×7mの一室一石の床で湿っていて寒い—に3家族の新農民家族が、そして4×4mの一室には4家族16人（新農民1家族、仕立屋親方1家族）が住んでいる」⁴⁴⁾。

20世紀初頭のころ、ドイツ農業の外国人労働者の就業期間は、普通3月から11月であった⁴⁵⁾。従って、もともと「営舎」の防寒機能は弱いのは当然であり、また、「営舎」は家族労働者向けにはそもそも作られていないから—この事例では9人の内訳が不明であるが—「営舎」で難民に家族生活を保障することは不可能である⁴⁶⁾。ここでも質的な条件の劣悪さが明瞭であろう。またこの報告でいう「旧経営用建物」とは納屋と厩舎のことである。納屋

暮らしは新農民集落の難民の住まいとしては最後の手段であり、従って、また難民の住生活の悲惨さが嘆かれる場合に必ず引用されるものでもあるが、この事例は、劣悪な納屋暮らしにおいても新農民たちが1家族1部屋を必ずしも保障されていなかったことを示している。

こうして、新農民村落は、難民の住宅問題では、旧農民村落に比較して、不利な条件下にあったのである。住居スペースはもとより、それ以上に質的な点で、村の住宅の物理的構造が、難民1家族に1部屋を保障することができなかったのである。と同時に、多くの難民が「館」・「営舎」・「納屋」に収容されたことは、土着と難民の生活空間の分離を引き起こした。当時の州の難民問題については、「大人数収容 Massenquartier はわが州の恥」という発言が見受けられるが⁴⁷⁾、この表現は、新農民集落における社会問題としての難民問題の本質を言い当てている。1946年、ギュストロー郡についての難民報告は、旧農民村落と比較しつつ、グーツ村落の状態を次のように述べている。

「ここでは旧グーツ労働者 Tagelöhner が数の上では多数であり、難民たちはグーツ屋敷 Gutshäuser に住んでいる。というのはここが空いているからであり、他方でグーツ労働者の住居は、他人が居候するには不適切だからである。グーツ屋敷の住居事情は劣悪である。過密状態で、家族が別の家族と分離することすら、部屋の事情や共同台所のせいで不可能である。農民の家屋なら農民によって提供されるであろう家具や必需品の家事用具が不足している。大人数収容 Massenquartier の欠点が顕著に現れている。内部の人間関係も同じである。当然ながら難民たちの不満は大きく非難の声も大きい。すべてのことについて無関心で、できるだけ早くここから出たいと考えている。難民と土着民の関係も同じく緊張している。私の考えだが、その理由は両者がそれぞれ集団として向き合っていることにある。個人的なつきあいや互いがおかれた状況に対する理解は欠落している。ねたみ、そねみが渦巻いている。こうした集落の例としては、Zehna, Alt-Sammit, Rum-Kegel, Kirch-Kogel, Bellin の各村がある。」⁴⁸⁾

戦後期の新農民村落における難民政策の軸となるのは、命令 209 号令で知られる「新農民家屋建設」である。前稿で論じたように、この政策の背景には、政治的イデオロギーの問題や新農民の経営資本をめぐる問題があったわけだが、同時に、それには還元しきれない、非農民難民を含む新農民村落の住宅問題—旧農民村落の難民の状態と比べても劣悪な—があったことを、ここでは強調しておきたい。

5. 旧農民集落における難民問題の「統合」問題

以上、農村難民の就業と「住」の実態について述べてきた。しかしそれらは難民問題の、いわば客観的な状態を明らかにしたに過ぎない。難民問題が戦後東独農村や「社会主義社会」のありようをどう規定して行くのかという問題視角からすれば、実は本当の問題はこの先に

ある。いったい難民問題は、各村落レベルで人々にどのように扱われ、これに対して「社会主義国家」がどのような方向付けを与えようとしたか、そして実際にはどのように「解決」していくのか。以下は、旧農民村落を中心に一前述のように新農民村落は全体としては新農民経営問題が軸となるため本稿では扱わない、難民問題のあり方を〈難民＝村＝国家〉の関わりの中で論じる観点から、第一に土着と難民の対立のあり方について、第二に住宅問題と農業労働者「自給規定」問題に見る国家の方向付けについて論じたい。そして、次なる画期である 1952 年の大農追放と初期集団化の歴史的意義を、その視角から見通してみたい。

(1) 土着農民と難民の対立のあり方

3 節においてのべたように、旧農民集落では土着と難民の間には就業と住宅事情の点で明白な格差があり、かつ住宅事情は全体として逼迫した状況にあった。この場合、農業雇用であれば労働と現物賃金の「交換」が語りえようが、住宅提供は、とくに難民を労働力として活用できない土着の小農層 Būdner や労働者層 Häusler からすれば、自分たちの所有の一方的侵害と感じられるだろうから、両者の日常的な紛争の表出が、雇用問題よりは住宅問題を軸に顕在化することは、容易に推測しうることである。1947 年 6 月 16 日付のソ連軍宛文書において、州難民課は、1947 年前半期に難民に関わる苦情件数 200 件のうち、主要な訴えとして、燃料配給問題、配給切符の問題、および年金支払い申請の難しさと並んで、劣悪な住居事情、家主との意見の相違、老人ホームの住居申請、他地区への住居申請など、一連の住宅問題をあげている⁴⁹⁾。このうち「家主と意見の相違」の具体的な例としてしばしばみられるのが、台所や家財の利用などをめぐって発生する両者の諍である。例えば、同じ占領軍宛報告において、難民たちが「旧住民の家具、食器、小道具を使わざるを得ないことが」両者の対立の原因のひとつとされている⁵⁰⁾。これらは、過剰収容のもとで、日常的な接触面における両者のストレスがいかに高かったかを如実に伝えるものであろう⁵¹⁾。

難民を受容しない態度は、個別農民を超えて村政レベルでも明白である。もっとも頻繁に見受けられるのは、各村が「これ以上の難民受入を拒否」する場合であるが、これは物理的に収容の限界があったことの反映である。しかし、難民の非受容は、収容人数の問題に限定されるわけではない。日常的には、土着層の利害に沿って行動する村長の姿があり、難民の村政からの排除が一般的であったのである。例えば、ハーゲナウ郡委員会の会合において、難民委員会の代表は「難民委員会の発言力がなく、村長が彼のやりたいようにやる、つまりは旧住民が痛まないようにこれを行う」、と不満を訴え、また Tesein 村の難民委員会議長は「村長と難民委員会が恒常的に報告を行い、見えないところで政治を行うことをやめるように要望した。村長が難民委員会や住宅委員会に何の相談をすることもなく、数人の村助役とだけで政策を決めるのは不適切である」、と発言したとされているのである⁵²⁾。

同じことはバルヒム郡 Below 村についての出張報告でも述べられている。報告者によれば、この村において難民の劣悪な住居問題が解決しないのは、他村と同じく、「村長の一貫しない

態度にある。彼は、村で主導的な役割を演じている旧住民の農民に対して、あえて自分を主張できないでいる。彼は村の平和を望み、誰とも仲違いしたくないと考えている。難民は住民の3分の2を占めるが、ほとんどは現在の状態について諦めており、当局から支援される希望も捨ててしまっている」という⁵³⁾。

さらに、1947年10月13日のギュストロー郡での郡難民問題関係者の会議でも「多くの出席者から、旧農民の勢力拡大 *Ausbreitungsbestrebung* がますます強まっていることが報告された。各村におかれている住宅委員会は多くの場合全く活動しておらず、むしろこの努力を促進さえするものである」と報告されており、難民の住宅問題解決に対する旧農民層のサボタージュが批判されている⁵⁴⁾。これらの発言や報告は、第一に、最後のギュストローウ郡の例において発言の力点が反旧農民におかれていることに見られるように、多分に政治的な文脈の中で行われることを考慮する必要があるが、第二に、パルヒム郡の「難民の諦め」の報告にあるように、難民と村長・村政の間に明白な距離があることを示している。難民自身による村長・村政批判が当局者に対して行われること自身が、彼らの村社会へのアイデンティティーの欠落を意味しているのである。

旧農民村落における難民の「非統合性」を語る素材は、むろん住宅と村政に限られるものではない。とくに土着層の難民に対する「他所者」視との関わりで注目されるのは、第一に難民たちが「ヤミ経済」「モラルの解体」「盗み」などネガティブな性格と関わらせて議論されている場合があること、第二にエスニック的な差異が強調され、さらには「戦時外国人強制労働者代替」視されていることである。第一点の「犯罪者」視については、1947年リュージェン郡労働課長の話として、当郡の4万人の難民がほとんど誰も労働斡旋の照会を受けないのは、彼らが「ヤミ経済のうまみ」に結びついているからで、そのことで労働モラルがくずれている、と報告されていること⁵⁵⁾、また1947年の農林省の農業労働者問題に関する文書において、農業労働者家族の扶養が農業経営の負担となっていることとともに、農業労働者による広範な「非道徳化 *Demoralisierung*」が、つまりは広範な「盗み」が発生していると指摘されていること⁵⁶⁾、この二つの例をあげておこう。また、第二点の「外国人労働者視」の例としては、パルヒム郡 Below 農村において、難民問題が解決できない要因として、村長の態度とともに「この村の難民の一部は西プロイセン出身であるため、その言葉と生活習慣から土着民と接触するのが難しい」とされていること⁵⁷⁾、および1947年11月24日開催の州難民課会議で「農村村落ではたいていの難民たちが姿を消した東部強制労働者の代用であるとの感が強い」とされていることをあげておきたい。ただし「外国人労働者視」については、通常は当事者による語りではなく、ここでも当局による旧農民層批判という政治的文脈の上で語られていることは考慮しておく必要があるが。

季節労働者、雑業層という階層的規定から、さらには飢餓や相対的な高死亡率⁵⁸⁾ などとして語られる「新貧民」としての農村難民の実態。これに裏打ちされる形での、「他所者視」⁵⁹⁾ と「村政からの排除」。これまでの叙述から、土着の人々の難民に対する心性の一端を、その

ように整理することができよう。同時に、このことは、旧農民の村落支配の継続を意味しており、同じく難民問題が大きな要素となりつつも、それが村政の機能不全に結果してしまう新農民村落のあり方⁶⁰⁾とは対照的ですからある。

とはいえ—ここが難しいのだが—、だからといって旧農民集落の難民たちが、一般に農村最下層と「スラブ民族視」の重なりの上に成立する「外国人農業労働者」と同じ社会的位置づけを与えられたと規定するのは、やはり一面的である。旧農民村落が、旧住民数に匹敵する数の人々を、生活水準の悪化を覚悟でともかくも引き受けたという事実がやはり重視されねばならないからである。実証的な根拠を示すことはできないが、土着の人々がかくも多くの難民を受け入れたのは、占領軍と国家の強制力の問題を別とすれば、彼らが難民たちを「同じドイツ人の戦争被害者」として認知する仕方を、積極的か消極的かはともかく、受容したと考えられるからである。残念ながら、本稿では、この一方での「異化の仕方」と、他方での「同一ナショナルリティ」をもつ人々としての認知の仕方を、全体として論じる用意がない。おそらくこの論点の分析は、本稿のような農村の固有性を問題とするようなマイクロ実態分析ではなく、人々の戦争経験と「冷戦」認識に関する意識の分析によって果たされる必要がある。ここではそのことだけを指摘しておくにとどめたくこととしたい。

(2) 国家と村落—国家の方向付け—

以上は、主要には旧農民村落における旧農民層の「難民」に対する心性であるが、次に問われるべきは国家（郡＝州＝中央）の方向付けの仕方である。国家は難民問題をどのように「解決」しようとしたのか、という問いがそれである。

①住宅問題

農村の難民問題の軸をなす住宅不足の抜本的な解決策として考えられるべきは、新規住宅建設であろう。既に前稿で論じたように、東ドイツでは、この課題は、反ユンカー・イデオロギー（ゲーツ解体）と新農民経営強化を強く意識しつつ、占領軍命令 209 号「新農林家屋建設政策」として実施された。しかし、この政策は難民新農民の利害を考慮したものであったとはいえ、問題解決の現実的な効果は乏しいものであった⁶¹⁾。ましてや旧農林家屋に間借りする農村難民は、新農民ではなく労働者であったから、この政策の救済対象とはならない。同じ難民であっても、新農民に比べると、労働者難民の政治的な位置づけは格段に低かったのである。

次に、旧農民村落の難民に関わる住宅政策としては 1950 年 9 月 8 日『旧難民の状態改善に関する立法』があげられる。これは借家難民に対して家財購入資金として 1000 DM 融資をしようとするものである⁶²⁾。既に指摘したように、家財や台所の運用をめぐる紛争は旧農民と難民の日常的な紛争の種であったから、家財融資措置は、まさにこの問題を緩和しようとしたものであったといってよい。だが、都市の難民を対象とするであろうこの政策が、旧農民集落の難民の家財問題に対して、はたしてどの程度の効果があったのか、現在のところ不明

である。

最後に、村における「住宅割当」「住宅紛争」に対する当局の介入がある。既述のように、難民の各戸への割当権限は、村の住宅委員会にあったが、旧農民層がなお村政のヘゲモニーを掌握しているもとの、とくに劣悪な状態におかれた難民の利害は、限定的とはいえ、当局の介入によって果たされたのである。これは具体的には当局が村落の「監査」「視察」を行い、それにもとづき州ないし郡から村に対して行政指導がなされる形で行われた。例えば、1947年11月24日州難民課会議において州知事代理の Gutmann 女史は、近々州難民課職員が各地の住宅事情の視察にいき、その調査結果に基づき州住宅課が介入し、各郡でひどい事例が見受けられる場合には改善の提案を行うと発言している⁶³⁾。また、1947年6月14日付け文書におけるヴィスマール郡の Dorf Mecklenburg 村に関する報告では、「難民が一步でも家に足を踏み入れたら、自分の家ごと焼き落とす」とまで言い放って難民受入を断固拒否するK婦人の「反社会的行動」がとりあげられ、「土着者がこうした反社会的態度を示した場合は、難民の生活を身をもって体験して貰うために即座に数週間、収容所に入ってもらおうという処置をするのが適切だと考える」⁶⁴⁾とまで書かれている。

このように「悪質な旧農民」に関しては、郡当局は介入を行った。これは、既述の難民委員会における村長・村政批判と同じく、占領期の旧農民集落の場合には、村と郡当局の間に、一定の政治的距離があったことを示している。「悪質の農民」を処理する当局の言説には「反農イデオロギー」が常につきまとっている印象があることも、両者の距離感の表れである。とはいえ、こうした介入は、あくまで臨時的・限定的な措置と言わざるを得ない。全体としてみれば、非農民難民の住宅問題についての有効な政策展開は、初期集団化以前については打ち出されてはいなかったのである。

②農業労働者の「自給者規定」問題

旧農民集落の難民問題に関する当局の対応として、もう一つ取り上げるべきは「農業労働者の自給者規定」に関する問題である。

既に第2節において、旧農民村落の難民労働者の就業実態に関わって、とくに男女間で大きな相違があることを指摘しておいた。農業就業に限定して、その違いを今一度述べれば次のようになる。すなわち、難民男子労働者は、一般に戦傷者の比率の高い土着男子に比べて就業率が高く、相対的に常雇労働者としての需要が高い人々である。既婚者であれば、家族雇用契約を結んだと考えられる。この場合、彼らは常雇労働者なので賃金は現物で支給され、農民と同じく、代用コーヒー、塩、砂糖以外の配給はない⁶⁵⁾。これに対して、難民の女性たちは、就業率が4割と極度に低く、とくに単身の場合、その就業内容は、農業季節労働、農家の補助的労働、そして雑業などとなる。季節労働者として就業している場合は、日雇い労働であるから賃金は現物形態の日払い賃金である。この現物賃金と、雑業収入、配給切符が生活の糧となった。他方、非就業者とされる場合は、配給切符と雑業収入のほかに、社会

扶助の受給が期待できる。だが、どちらの場合でも、夫のいない女性難民たちにとって、配給の意義は大きかった。難民たちによる村長・村政批判において不正な配給への言及が多いのも、こうした事情の反映と見ることができる⁶⁶⁾。

さて、「農業労働者の自給者規定」とは、この難民層の配給部分に直接関わるものであった。通貨改革の直後の1948年秋、占領軍の指令により、当局は、配給等級の見直しを行い、「自給者」の該当者の大幅増、つまりは配給受給者の大幅減を実施するのである。その影響については、パルヒム郡から同年8月25日付けで以下のように報告されている。

「郡商業・配給課は各村の自給者の数を新たに確定するために各行政区長を召集した。約30名の行政区長と村書記が参加した。・・・自給家族の数を確定するためのアンケート用紙が配布された。アンケート用紙には各村で変更を必要とする自給者数が記された。村長たちは各村に何人の新たな自給者が新たに確認されたのかを即座に数えることができた。本郡の各村ではこれまでよりも自給者数が25%も増大していた。・・・議論では自給者数について異議が出された。実際よりも多くの人々が自給者とされているというのである。この点は毎月の検査で確認されている。」⁶⁷⁾

このパルヒム郡の例では自給者数の増大幅は25%であるが、メクレンブルク・フォアポンメルン州全体では、等級見直しにより自給者数は49.5万人(23.3%)から69万人(32.4%)へ大幅に増大したといわれている⁶⁸⁾。実に19万人、約40%もの増大である。この見直しは、配給量を減らすことで当局が確保する食料物資の量を増大させることにねらいがあった。そのさいに、新たに自給者とされた人々、つまり配給対象者から外された人々が、常雇労働者の家族とともに、「一時就労の農業労働者」、つまりは季節労働者であった難民の女性たちであった。もちろん生活水準を一方的低下させるだけの政策では批判は免れないから、形式的には、この再定義は「協約賃金」どおりの支払いを農民に強制することとセットして行われることとなった⁶⁹⁾。つまり配給減額分は、現物賃金上昇分で賄うとされたのである。当然ながら、農業界からは、新たな負担増に対して大きな抵抗が生じ、例えば「農民は子持ちの母を女子農業労働者として雇用することを拒否した」といわれている⁷⁰⁾。

実際に、メクレンブルク・フォアポンメルン州の難民の農業労働者数の推移を見ると、女子の減少が顕著である。たとえば1947年10月においては、男子47,983人、女子61,832人であるのに対し、1949年10月においては男子46,294人、女子52,556人⁷¹⁾、従って2年間の減少幅は男子が1,689人、女子が9,276人であり、女子の方が圧倒的に大きくなっている。また、1948年5月に当該州から中央宛に「配給切符の管理の厳格化のもとで過剰な労働力を農業から他の労働力へと転旋することに成功している」との報告があったとされ⁷²⁾、さらに2年後の1950年の中央宛報告においては、1949年の農業労働者保護法と機械貸与ステーション設立の影響により、「非自立的農業従事者」が1年間で45,000人も減少したと書かれている⁷³⁾。この文書において「農業労働者保護法」とは、自給者再定義に伴う「協約賃金」の全面実施を意味している。

このように「賃金＝配給政策」から見てくるのは、ここでも国家の難民救済の意志の弱さであり、女性難民労働者の政治的位置づけの弱さである。確かに、「反大農」イデオロギーを背後にはらみつつ、旧農民に負担を強制することで、難民労働者の貧困化に対する緩和が意図されているものの、それは当面は、形式的な言説に他ならない。この政策自身の第一のねらいは、明らかに国营商店への物資確保であった。占領軍および SED 当局は、農村難民労働者の貧困問題よりも、都市の食糧問題の緩和、ないし西側の市場に通ずるヤミ経済に対する対抗を明瞭に重視したのである。

ただし、この「自給者再定義」が、旧農民村落の難民労働者の解雇と流出に直結したかどうかについては、なお留保が必要である。常雇男子労働者については、数字の上でも減少率が少ないうえに、戦傷によって土着家族労働力が弱体している経営からの需要が強く存在することを考慮すれば、解雇が選好されたとは思えない。男子の労働力減少は、自給者再定義によるよりも、機械貸与ステーション設立による新規雇用や、経済復興による農外労働需要に牽引されての流出の結果であろう。問題は、主要なターゲットとなった「子持ち単身女性」などの弱い難民たちである。彼女たちは流動性は相対的に弱いと推測され、農業従事者数の減少がそのまま農村流出を意味するとは思えない。自給者規定が彼女たちの生活を直撃したことは明らかである。しかし、ここで考えられるのがヤミ雇用である。ヤミ雇用であれば、不正とはいえ、配給や社会扶助の受給する権利を失わなくてすむからである。時期は若干下るが、1952年、国营農場での季節労働者の不足問題に関する閣議提出文書草案において、すべての州政府が必要労働者数を把握しようとしているがこれが難しい、なぜなら農民たちが必要労働者数を申告せず、労働力をヤミで調達しようとしているからである、さらに「扶助受給者はきちんと労働申告せず、むしろヤミで働いている。このため若干の州ではこれを防止するために、ヤミ労働が推測される場合には、社会扶助を 20DM 減額する措置をとっている」、と書かれているのである⁷⁴⁾。ヤミ雇用の規模がどの程度のものだったかは全く不明である。だが、少なくとも難民女性の一部は当局の方向付けを「骨抜き」にする形で対応した。この点でも、彼女たちと国家の間には、なお相当の距離が存在したといわねばならない。

6. おわりに―旧農民村落における難民問題の「解決」―

本稿の第一の目的は、旧農民集落を中心とした難民の実態を、就業状況と住宅問題に着目しつつ明らかにすることであった。まず就業状況の分析からは、第一に予想通り農業が難民雇用の中心となるとはいえ、他方で非農業雇用への従事も意外に多くみられること、また、難民労働者は当局による強制的な労働力動員の対象でもあったが、これに対しては強い拒否感が示されたこと、そして第二に、とくに男女の間で就業状態に顕著な差がみられたことを明らかにした。後者の男女の差について、難民男子の場合、一般に戦傷者の比率の高い土着男

子に比べても就業率が高く、常雇労働者としての需要が強い人々であるのに対し、難民の女性たちは、就業率自体が極度に低く、とくに単身女性の場合、農業季節労働や農家の補助的労働としての就業のみならず、各種のインフォーマルな雑業的な収入により暮らしを支えていたことが具体的な内容である。

次に住宅問題の分析からは、第一に、土着家族が「一世代一部屋」が保証されたのに対し、難民家族は「一家族一部屋」が保証されるにすぎず、その限りで両者の間には明白な差があったこと、しかし第二に難民受け入れの負担はホイスラーなど旧農民村落の最下層まで及んでいたこと、そして第三に新農民村落の場合は、住宅の物理的構造から難民受け入れ能力は相対的に小さいのみならず、難民新農民の住宅事情は旧農民の難民労働者よりさらに劣悪であること、これらのことが明らかとなった。このように、確かにメクレンブルクの旧農民村落は大きな難民吸収力を示したが、その実態は、私的な住宅空間の運用までもが住宅委員会の公的な管理のもとにおかれるようなあり方のもとに、最下層までが自らの生活水準の引き下げを伴っても居住空間を提供するという内容のものであったのである。

問題は、以上のような「新貧民としての難民」の実態をふまえた上で、難民と旧農民、難民と村落の関わり、国家の方向付けをどのように見通すのかである。これが本稿の第二の課題であった。一方で、土着民が自らの生活水準の大幅引き下げを甘受しても多くの難民を受け入れたことは、彼らを戦争被害者であり、かつ同一ナショナリティであるものとして認知していたためと推測されるが（ただしこの点の実証分析は本稿では行われていない）、他方で、住宅紛争にみる村長・村政の敵対的態度や、土着民の難民に対する「犯罪視」は、難民たちが村落の他者として位置づけられていたことをも物語ろう。国家当局については、既にこの時点で反大農イデオロギーの強さが明瞭とはいえ（これは旧農民村落の農民支配の連続性に対応しているとも考えられる）、しかし実態に即してみると、とくに単身の難民女性を意識した介入は弱く、農村難民の政治的な位置づけは低いままであった。

こうした旧農民村落の難民統合のあり方は、ある意味では新農民村落とは対照的である。土地改革によるグーツ経営の解体と難民の新農民化を経験した新農民集落は、第一に本稿で見たように住宅事情が旧農民難民に比べてさらに劣悪であるのみならず、第二に前稿で論じたように、新農民経営の困難と難民新農民の制御不能な行動の拡大を背景に、村落の自律性・統合性が低く、村政が事実上の機能不全状態にあり、第三に、このため、難民新農民利害の確保を基調とする占領軍や当局の介入度合いが相対的に大きいことを特徴とする。旧農民村落と比較すれば、新農民村落の難民は、経営的な不安定性とあいまって、村落の社会的カテゴリーとしては固定化する度合いが相対的に弱いと推測することができ、逆に旧農民村落の場合は、新農民村落と比較した場合に、旧農民層を基盤とした村政の自立性・連続性を語りうる分だけ、難民カテゴリーの溶解は困難であったと推測できる。

しかし、東独においては1950年以降、公文書において「農村難民問題」はほとんど語られなくなってしまう。その第一は政治的な要因である。ドイツ問題をめぐる情勢の変化とともに

に、難民の故郷帰還が絶望的となったもとの、東方難民を語ることはオーデルナイセ線の正当性を疑問視することであり、当局は難民運動を阻止することとなるのである⁷⁵⁾。

だが、政治的な要因だけでは難民の「消滅」が説明できるものではない。やはり、旧農民村落についても、難民問題の社会的な「解決」の仕方が議論されなければならないのである。では、それは、どのように「解決」されたのだろうか。最後に、この問題に関わらせつつ、次の1950年代前半の変化の内容を仮説的ながら言及することで、本稿を閉じることとしたい。

さて、第一に考えられる「社会的解決」の仕方は、難民の流出である。既述のように、1949年から1950年にかけての農業労働者の減少は「自給者再定義」の影響が大きく、大量流出に直結するものとみなすことはできない。しかし、1950年代になると農業労働力の不足が顕著となってくる。例えば1951年12月19日付中央文書においては、「1951年10月5日Krüger同志がメクレンブルク州を調査旅行したさいに、大規模な不足を確認した」と報告されている⁷⁶⁾。これは主に国有農場などの季節労働者の不足についていわれているのだが、1952年になると、東独全体について、劣悪な住宅事情を理由とした農民経営の労働力不足や、工業賃金上昇や人民警察募集に伴う農村流出についての指摘が頻繁にみられるようになる⁷⁷⁾。一般に都市への移動や、「共和国逃亡」が活発になるのもこのころからである⁷⁸⁾。こうした難民流出の局面は、旧農民村落においては難民は「同化」されることがなく、むしろ「他者」として放置されたがゆえに、早期の農外流出に帰結したと解釈されるような内容である。農村構造に即して言い換えれば、難民問題は旧農民村落の社会構造に決定的な変更を迫る契機とはならなかったことを意味しよう。ただし、戦前・戦時の外国人強制労働者から戦後の難民労働者まで続いた、潤沢な農業季節労働者の供給時代が終焉したことは見逃してはならないが。

しかし、私は「流出」だけで旧農民農村の難民問題の「解決」は語りきれないと推測している。第一に、実際に、なおも多くの女性難民たちが、おそらくヤミ雇用や雑業者の形で農村に滞留していると考えられるからである。たとえば、1952年には「農業の撫養労働力の確保のため」、社会扶助受給者と「扶助受給者ではないが労働も行っていない膨大な数の主婦層が動員されなければならない」との報告がみられるのである⁷⁹⁾。この事例における社会扶助受給者と「膨大な主婦層」の多くは農村の難民女性に重なるであろう。第二に、1950年代初頭は、大農経営解体、大農追放と旧農民逃亡、およびこれに対応する初期集団化を内容とする旧農民村落の崩壊開始の時期であり、従って難民問題の「解決」も、この農村社会の大きな変化と無関係ではあり得ないと考えられるからである。50年代初頭の大農層解体は、主要には階級イデオロギーに基づく「社会主義国家」の上からの政策的な弾圧によるが、同時に、その過程では、これに便乗しようとする労働者層（ホイスラー層）や難民層の姿もみうけられるのである。すでに土地改革に関わって、旧ナチ党员とされた旧農民の経営接収と追放について、下からの行き過ぎがあったことが一般に指摘されており⁸⁰⁾、また、当該州については、1948年の出張報告において「若干の郡で50ha以上の農民経営が短期に接収されるべきだと

のプロパガンダが行われて」いると述べられている⁸¹⁾。注目すべきは、その場合に、旧農民追放の受益者として農業労働者だけでなく⁸²⁾、住宅問題に関わって難民が登場する場合がみられることである。例えば1945年、ブランデンブルク州当局の下級機関宛の文書では、「(ある郡で) 難民が元ナチ党員の住宅に入居し、代わりにそれまでの住宅所有者が難民としてその地区から立ち退かされたという。これはあってはならないやり方である」と述べられているのである⁸³⁾。

戦後土地改革は、「ゲーツ村落＝新農民村落」の解体・流動化を引き起こすことで、難民カテゴリーの固定化にいたらなかった。これに対して相対的に構造的な連続性を保持した旧農民村落は、しかし50年代前半の変化、つまりは難民の流出と同時に生じた大農支配の解体と初期集団化をもって、難民問題の「社会的解決」が語られるのではないか。そしておそらくこうした難民問題の推移こそは、多段階にわたる波状的な新旧農村構造の解体、そしてその階級論理による再編成という東独農村の「社会主義」形成の内容を反映するものだといえるかもしれない⁸⁴⁾。この過程を詳細に実証分析すること、それが次の課題である。

注

- 1) たとえばハウスホーファー（三好・祖田訳）『近代ドイツ農業史』（未来社、1973年）の目次を参照されたい。
- 2) 21世紀を迎えた地点で求められているのは、もはや「社会主義」システムの欠陥を指摘することではなく、これを歴史化することなのである。
- 3) 拙稿「戦後東ドイツ農業における土地改革と新農民問題—メクレンブルク-フォアポンメルン州 1945-1949—」『生物資源経済研究』（京都大学）第6号（2000年）。
- 4) バウアーケンパーによれば、「戦後難民の社会統合の成功」という物語は、東西ドイツの双方において強靱なる神話でありつづけているという。Bauerkämper, A., Die vorgetäuschte Integration. Die Auswirkungen der Bodenreform und Flüchtlingssiedlung auf die berufliche Eingliederung von Vertriebenen in die Landwirtschaft in Deutschland 1945-1960, in; Hoffmann, D./ Schwartz, M. (Hg.), Gerückte Integration? Spezifika und Vergleichbarkeiten der Vertriebenen-Eingliederung in der SBZ/DDR, Oldenbourg 1999, S.193.
- 5) Boldorf, M., Sozialfürsorge in der SBZ/DDR 1945-1953. Ursachen, Ausmaß und Bewältigung der Nachkriegsarmut, Stuttgart 1998.
- 6) 1947年6月16日付けの中央難民課課長 Georg Chwalczyk の報告から。Manfred Wille (Hg.), Die Vertriebenen in der SBZ/DDR. Dokumente. II Massentransfer, Wohnen, Arbeit 1946-1949, Wiesbaden 1999, S.227.
- 7) 以下 Landeshauptarchiv Schwerin は LHAS と、Bundesarchiv Berlin-Lichterfeld は B-Arch と略記する。なお依拠した史料の詳細は前掲拙稿 37 頁の注（8）を参照のこと。
- 8) Niemann, M., Mecklenburgischer Grossgrundbesitz im Dritten Reich. Soziale Struktur, Wirtschaftliche Stellung und Politische Bedeutung, Köln 2000, S.135
- 9) 土着層だけを対象とする統計は存在しないため、本表では、全体の統計数値と難民に関する数値を比較することで、両者の差を明らかにする。
- 10) 本稿では労働可能年齢人口に対する就業者の数の比率を就業率、同非就業者の比率を「非就業率」とした。子供の数は計算に含んでいない。
- 11) 表3より、女子非就業者の内容が「戦争未亡人」と「主婦」であることがわかるが、難民非就業者の内訳を示す数値がないので、それぞれの項目について両者の間にどういう違いがあるかは不明である。
- 12) ここでいう「単身 allein」とは、「独身 ledig」の意味ではなく、難民化の結果として「夫がいない」「身寄りがいない」状況になったことを意味している。従って「子持ちの単身女性」という言い方が可能となる。以下、本稿ではこの意で「単身」という言葉を用いる。
- 13) 本稿では Gemeinde には村落、Ort には集落という言葉をあてることとする。Gemeinde は最末端の行政単位であり、Ort は実態としての集住単位をあらわす。Gemeinde は複数の Ort を含む場合と含まない場合があり、その規模は地域によって相当異なる。なお両者の区別が問題とはならない場合、あるいは総称的な用語としては、「村落」という用語を用いる。
- 14) LHAS, Ministerium für Sozialwesen, Nr.31a, S.38-66. この文書とほぼ同一のものが、Berlin-Lichterfeld の連邦文書館にも所蔵されている。B-Arch, DO2-Nr.67, S.145, 185-196, 219, u.221.
- 15) 1947年におけるシュベリン農村郡の村落数は不明だが、1953年5月（1952年郡制度変更後）における当郡村落数は73である。B-Arch, DK1-Nr.1207, S.42. これを分母とすれば、調査村落数は全体の約20%となる。ちなみに1945年に分割された当郡のゲーツ経営の数

- は 80 農場 (B-Arch, DK1-Nr7593, S.22)、1952 年の大農接収があった旧農民村落は 42 村落 (ただし Gadebusch 地区を含まず) である (LHAS, 77.11-1, Nr.3057, oh. Bl.)。
- 16) Seraphim, P.H., Die Heimatvertriebenen in der Sowjetzone, Berlin 1954, S.186.
 - 17) LHAS, 6.11-2, Nr.667, S.379
 - 18) LHAS, 6.11-2, Nr.666, S.225.
 - 19) 本調査報告では、新農民集落としてはソ連軍に占領される農場が二つも取り上げられている。表 5 の新農民集落で難民比率が以上に高いのは、事実上ソ連軍労働者として難民が利用されているからである。従って表 5 において典型的な新農民集落は Rampe 村のみである。
 - 20) LHAS, 6.11-2, Nr.667, S.248.
 - 21) LHAS, 6.11-2, Nr.666, S.268.
 - 22) Ebenda, S.268.
 - 23) Ebenda, S.32.
 - 24) LHAS, 6.11-2, Nr.667, S.100.
 - 25) 前掲拙稿 14 - 15 頁を参照のこと。
 - 26) ただし、ここでは非就業者に老人を含んでいるから、表 4 の州平均の数値よりは就業率が低く出る
 - 27) LHAS, 6.11-2, Nr.667, S.51.
 - 28) Eva-Maria, Otto, "Steh nicht rum, tu was ! ", in; Kleindienst, J.(Hg.), Nichts führt zurück. Flucht und Vertreibung 1944-1948 in Zeitzeugen-Erinnerungen, S.164-172.
 - 29) LHAS, 6.11-2, Nr.666,S.49.
 - 30) LHAS, Ministerium für Sozialwesen, Nr.31, S.282
 - 31) B-Arch, DO2, Nr.34, S.150. ただし、この引用は、発言内容の要旨である。
 - 32) Boldorf, Sozialfürsorge in der SBZ/DDR, S.37-38.
 - 33) Nieske, Ch., Vom Land und seinen Leuten. Leben in einem Mecklenburger Bauerndorf 1750- 1953, Schwerin 1997, S.308-309.
 - 34) この難民調査報告では、「納屋や倉庫に住む難民」については言及されていないが、他の報告では、旧農民集落についてもしばしばそうした報告が登場する。例えば、1947 年 10 月出張報告では、パルヒム郡 Below bei Goldberg 村について「難民たちは納屋や倉庫で・・・不十分ながら過ごさねばならない。なのに土着の農民は十分に良質な住宅に暮らしている。子持ちの難民たちは一人あたり 2-3 m²しか利用できない。これに対して農民の一人あたり住居面積は 20-25 m²である」、と書かれている。B-Arch, DO2-Nr.34, S.56-57.
 - 35) LHAS, Ministerium für Sozialwesen, Nr.31, S.41-43.
 - 36) 時期は下るが 1953 年 10 月の中央政府の文書では、メクレンブルク・フォアポンメルン州について一人当たりの床面積は、土着者 10.7 m²、難民 3.9 m²であり、当州は住宅事情がもっとも劣悪だとされている。Wille, M., a.a.O.,S..282.
 - 37) この点については前掲拙稿 22 - 23 頁を参照のこと。
 - 38) B-Arch, DK-1, Nr.8830, S.22.
 - 39) Ebenda, S.22.
 - 40) LHAS, 6.11-2, Nr.667, S.421.
 - 41) B-Arch, DO2, Nr.49, S.459.
 - 42) Ebenda, S.453(RS).

- 43) Ebenda, S.459.
- 44) 1947年3月31日付のベルリンからグリメン郡住宅課宛文書。B-Arch, DO2, Nr.65, S.145. ただし要約である。
- 45) 拙著『近代ドイツの農村社会と農業労働者』（京都大学学術出版会）1997年、第三章参照。
- 46) 同上、第5章参照。
- 47) LHAS, Ministerium für Sozialwesen, Nr.31, S.136-137.
- 48) B-Arch, DO2, Nr.21, S.166.
- 49) LHAS, Ministerium für Sozialwesen, Nr.31a, S.23.
- 50) Ebenda, S.22-23.
- 51) 1947年6月28日の州議会において、難民・疎開者の家財と衣料の問題がとりあげられ、Birnbäum(SD)により趣旨説明と提案が行われている。そこでは、難民の人々の家財不足が深刻であること、にもかかわらずこの問題への関心が低いことが述べられ、州議会の名においてこの問題について難民支援をすることが提案された。議事録では全会一致で提案が了承されている。Akten und Verhandlungen des Landtags des Landes Mecklenburg-Vorpommern 1946-1952, Band I.1, Frankfurt/M. 1992(Reprint), S.545.
- 52) B-Arch, DQ2, Nr.34, S.67-68.
- 53) Ebenda, S.73-74. より明白に村長と村サイドが、旧農民と難民の紛争に関わって、旧農民側にとって行動したことを示す例として、パルヒム郡 Wilsen 村の電球をめぐる紛争がある。これは農民のM婦人が、居候の難民 Sch 一脚を切断した重度身障者にして難聴一の部屋に侵入して部屋の電球を奪い、さらにベットを取り上げようとした事件である。Schはこの件を簡易裁判所に訴えるが却下されたために、1947年2月24日付けで郡難民課に対して訴えの文書を提出している。この文書において Sch は、事件は Sch が「難民指導者 Flüchtlingsleiter」に選ばれたことへの恫喝であり、村長がこれを阻止しようとしていたこと、簡易裁判所の不当な判断も村長の圧力によると考えられること、村の党組織も組合もあてにならないことをのべ、さらに農民Mはジャガイモや穀物の隠匿をしていたことを告発している。これに対して、州難民課は、この件に関する郡難民課の調査報告のずさんさを批判し、旧農民側の主張を正当性のないものとして郡難民課に再調査を求めている。LHAS, Ministerium für Sozialwesen, Nr.31b, S.504, 588-589. この経過からみられるように、この事件は電球の奪い合いをめぐる形をとっているが、明らかに難民と「村長・旧農民層」との間の深刻な対立を背景として生じた政治的な事件である。難民Schの訴えが「物資隠匿の告発」（もっとも頻繁な「告発」である）を伴っている点に象徴されるように、両者の間に村の同一成員としての感覚は全く見られない。
- 54) LHAS,6.11-2, Nr.667, S.398.
- 55) LHAS,6.11-2, Nr.666, S.269.
- 56) B-Arch, DO2, Nr.2783, oh.Bl. u. Nr.623, oh.Bl.
- 57) B-Arch, DO2, Nr.34, S.71-74.
- 58) 土着難民別の死亡率については1948年ハーゲナウ農村郡の数字がある。1948年の当郡の住民数107,233人、死亡者1945人である。そして死亡者の内訳は、土着民875人、難民993人（うち難民収容所で死亡が435人）、疎開者54人、その他18人となっている。B-Arch, DO2, Nr.49, S.354-362. これによれば当郡の死亡者中にしめる難民の比率は51%となる。1946年の当郡の難民比率が43%であること（Seraphim, a.a.O., S.185）、また特に一般に難民の年齢構成が土着層よりは若いことを考えると、1948年段階でもなお難民の死亡率の方

- が実態としても高いといえそうである。また、1946年のギュストロウ郡の死亡状況に関する報告では、特に1945/46年の平均死亡率は平時の約6-8倍であること、死亡数の増加は難民のみならず、土着の人々にも顕著であるとしている。そして死因としては土着の人々について、食糧不足（「老衰」と記される）、伝染病（難民収容所から地元の人々に感染したとされる）、自殺と射殺が、そして難民の人々について、1945年は逃避行ないし移動に伴う辛苦が、1946年については、食糧不足、収容所の劣悪な状態、冬の寒さ、非衛生的な状況があげられている。難民の人々についても死因は「老衰」「一般的衰弱」と記されるという。B-Arch, DO2, Nr.21, S.163-164.
- 59) 当時の史料のみならず、近年出版された回想録においても村人が難民に冷淡であったことは一致している。後者については、Nietzke, a.a.O.,S.308-309、およびEva-Mria Otto, a.a.O.,S.164,を参照のこと。
- 60) 前掲拙稿30頁以下を参照されたい。
- 61) 同上21頁以下を参照。
- 62) Michael R., Die Integration der Vertriebenen in Mecklenburg-Vorpommern unter besonderer Berücksichtigung der Wohnraumproblematik, in; Wille,M.(Hg.), 50 Jahre Flucht und Vertreibung, Magdeburg 1997, S.388-389.
- 63) LHAS, Ministerium für Sozialwesen, Nr.31, S.139.
- 64) LHAS, 6.11-2, Nr.666, S.383.
- 65) Boldorf, a.a.O.,S.67..
- 66) Vgl., LHAS, 6.11-2, Nr.666, S.37 u. 273, Nr.667, S.285, sowie Nr.668, S.76-79; B-Arch, DO2, Nr.623, oh.Bl. (1947年8月1日付文書)
- 67) LHAS, 6.11-2, Nr. 667, S.51.
- 68) Boldorf, a.a.O.,S.72.
- 69) 協約どおりの賃金支払いが解雇の問題を誘発することは党中央当局も認識している。例えば1947年7月15日付の党中央書記局から「商業・扶養局 Verwaltung f. Handel und Versorgung」宛の文書では次のように述べられている。
「農業労働者協定賃金率のきちんとした実施は、これまでほぼすべての農業労働者は農民を通して自給しているという理由で、これまで事実上行われてこなかった。もし現在の規則が維持されれば、農民たちは既婚の農業労働者を、とくに子供の多い場合は、もはや雇用しないだろう。労働者の家族全員を扶養することなどできないからである。」B-Arch, DQ2, Nr.623, oh. Bl.
- 70) Boldorf, a.a.O.,S.67 - 68.
- 71) 1947年の数字はB-Arch, DQ2, Nr.3799, S.496-516より、また1949年の数字は、B-Arch, DQ2, Nr.3799,S.194より。
- 72) B-Arch, DQ2, Nr.1990, oh.Bl. (1948年5月4日付ドイツ経済委員会から党中央書記局宛文書)
- 73) B-Arch, DQ2, Nr.2113, oh.Bl. (1950年6月28日付州労働省から各郡労働課宛文書)。
- 74) B-Arch, DQ2, Nr.2114,oh.Bl. (1952年4月29日付文書)
- 75) 例えば1947年1月5日、マルヒーンの居酒屋でF.B.(プレスロウ難民)により難民同盟の設立集會が開かれるが、当局の介入により即座に解散させられている。この件については以下を参照。LHAS, 6.11-2,Nr.666, S.699, u. Nr.802, S.51-53.
- 76) B-Arch, DO2, Nr.2113, oh.Bl. (1951年12月19日付文書)

- 77) B-Arch, DQ2, Nr.2114, oh.Bl. (1952年4月29日付閣議提出文書草案, および1952年4月21日付け「春耕保証のための農業労働力調達政策について(案)」と題する文書の13-14頁)
- 78) A・フームによるチューリンゲン州のNiederzimmern村の研究では、村の人口ピークは1947年、そして1946-57年の期間について難民の約4割が流出、これに対して土着の流出は約1割であった。また階層別では労働者・職員層など非農業従事者が主で、その流出先は東独の都市部であったという。Humm, A.M., Auf dem Weg zum sozialistischen Dorf? Zum Wandel der dörflichen Lebenswelt in der DDR und der Bundesrepublik Deutschland 1952-1969, Göttingen 1999, S.44-53
- 79) B-Arch, DQ2, Nr.2114, oh.Bl. (1952年4月21日付け「春耕保証のための農業労働力調達政策について(案)」と題する文書の15頁)
- 80) Spix, B., Die Bodenreform in Brandenburg 1945-47, Münster 1997, S.50-54.
- 81) B-Arch, DK-1, Nr.8155, S.4
- 82) 1948年2月27日付けのヴィスマール郡からの報告「旧ナチ党员であって、1945年に小作化された100ha以下の農業経営12戸が新農民に分割された。この分割は旧農業労働者には大変満足の行くものだった」LHAS, 6.11-2, Nr.666, S.7.
- 83) Wille M.(Hg.), Die Vertriebenen in der SBZ/DDR, S.191.
- 84) この点は、中大農層を軸とする家族農業システムの保持を旨とした戦後西ドイツ農村における農村難民の同化が、主に労働者層における婚姻の形ではかられたこと対照的である。この点についてはP・エクスナーのヴェストファーレン農村のモノグラフ研究を参照のこと。Exsner, P., Ländliche Gesellschaft und Landwirtschaft in Westfalen 1919-1969, Paderborn 1997.